

令和8年度 那覇空港機能拡張等検討調査業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和8年度 那覇空港機能拡張等検討調査業務委託

2 業務履行期間

契約の日から令和9年3月12日まで

1 事業目的

那覇空港の航空需要はコロナ禍に激減したものの、国内線はコロナ禍前の水準を超え令和6年度には約2,171万人と過去最高を記録し、国際線においても復便が進んでいる。

第二滑走路の供用や駐機場等の整備が進められているが、将来の更なる需要増大の可能性による空港施設・用地の容量の限界が想定されている。

また、航空需要が増加するなか、空港で働く従業員は離職率が高く、現場では慢性的な人手不足になっている。業務が多忙であること、休憩室や事務・作業スペースの不足など職場環境の課題、他業種と比較して給与水準が低いなどが要因と考えられる。

このような状況を踏まえ、本業務では、航空需要の状況、空港業務の人手不足の状況等を踏まえた那覇空港の将来需要予測、今後の課題の検討（空港業務の省人化、省力化、職場環境の改善等利便性向上に向けた取組を含む。）等を行い、世界最高水準の空港機能とサービスレベルを見据えた将来の那覇空港の在り方について、調査・検討を行うものである。

2 業務内容

本事業の目的を達成するため次の業務を実施すること。

(1) 計画準備

契約後、速やかに業務実施体制を整え、第1回打ち合わせに先立ち、業務全般を見通し、業務の要点を確認し、業務計画書を作成し、発注者と協議を行うこと。

また、本業務では、沖縄県が過年度に作成した那覇空港機能拡張検討調査業務委託報告書（以下、過年度報告書という。）を参考とし、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画との整合を図ること。

(2) 空港機能向上等に向けた課題整理・分析検討業務

那覇空港の課題等について分析評価した過年度報告書（必要に応じて情報のリバイスを行う）を参考とするとともに、将来航空需要の設定、国やGW2050 PROJECTS推進協議会の動向調査、空港関係事業者へのヒアリング調査や空港施設の容量限界時期の検討を行い、それらの結果を踏まえ、那覇空港の利便性向上等に係る課題を整理し、分析検討する。

(課題の例)

- ア 旅客施設・空港内道路の混雑、イ 人手不足等による受入体制のひっ迫、
- ウ スポット数の容量の限界、エ 旅客施設等の容量の限界（電力含む。）

※必要な情報については、積極的に県内外を問わず関係機関・有識者等にヒアリング等を実施し、必要な情報収集に努めること。

※その他発注者が指示する事項に係る必要となる検討・資料作成を行うこと。

●以下の内容について、進め方・調査項目・調査方法・課題等を企画提案書で具体的に示すこと。

航空需要の状況、空港業務の人手不足の状況等を踏まえた那覇空港の将来需要予測の手法や利便性向上等に係る課題等の情報収集・検討方法等を具体的に記載すること。

- 3 整理した調査結果を元に、課題に対する対応策（案）を複数案作成及びこれらを踏まえた那覇空港の中長期計画（案）を作成する。

●以下の内容について、進め方・調査項目・調査方法・課題等を企画提案書で具体的に示すこと。

対応策（案）については、ハード面対策及びソフト面対策を含め複数案作成すること。中長期計画（案）については、将来の那覇空港を見据え複数案作成すること。

4 報告書作成

本業務の報告書は、上記①～④の検討結果や必要なバックデータ、図表について、盛り込まれていること。

本業務報告書における過年度までに作成した業務委託の調査結果等の再掲にあたっては、必要に応じて時点修正を行うこと。

5 打合せ協議

打合せ協議は、毎月1回程度、実施するものとする。（県内企業についても、担当項目の打ち合わせの際には出席することとし、業務全体の進捗・内容については適宜共有を図り、把握をすること。）

6 業務の実施体制等

業務に従事する3名以上の担当者を配置し、委託業務に係る統括及びその他の事務について、十分な実施体制を構築すること。

7 成果品

報告書（A4版、概要版も含む）：3部、電子媒体：1部

その他担当職員から指示のあったもの : 1 式

8 積算について

(1) 経費の区分

ア 直接人件費

イ 直接経費（謝金、旅費、需用費、役務費、使用料、その他必要経費）

ウ その他原価 = (直接人件費) × α / (1- α) : $\alpha = 0.35$

エ 一般管理費 = (直接人件費 + 直接経費 + その他原価) × β / (1- β) : $\beta = 0.35$

(2) 直接経費として計上できない経費

業務内容に照らして当然備えるべき機器・備品等

9 著作権等

委託業務に係る成果品（調査等において収集した資料等を含む）は、沖縄県企画部交通支援課に帰属する。ただし、委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任及び費用を持って処理するものとする。

また、沖縄県企画部交通支援課の許可を受けずに、委託業務に係る成果品を他に公表、貸与、使用してはならない。

10 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

<契約の主たる部分>

ア 契約金額のうち、調査分析業務等に係る経費

イ 企画、管理、指導監督などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」業務を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

<その他、簡易な業務>

- ア 資料の収集・整理
- イ 複写・印刷・製本
- ウ 原稿・データの入力及び集計
- エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

11 他業務との連携について

沖縄県企画部交通支援課の指示に基づき、関連する業務と相互に連携し遂行すること。

12 その他

- (1) 本仕様書に記載の無い事項で、業務の実施にあたり、必要となる事項については、沖縄県企画部交通支援課及び受託者で協議の上、決定する。
- (2) 本事業の実施にあたり統括責任者を置くこととし、業務委託契約締結後速やかに氏名及び役職等を報告すること。
- (3) 本業務を円滑に遂行するため、必要に応じ、県及び関係機関との打ち合わせ協議を実施する（WEBでも可）場合、打ち合わせの内容は認識共有のため議事録を作成し、県の確認を得ること。